

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三 五九・商業貿易室)……………	1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(三 六〇・商業貿易室)……………	2
○建設業の許可の取消し(三六一・建設管理課)……………	2
○開発行為に関する工事の完了(三六二・秋田地域振興局建 設部)……………	2
○開発行為に関する工事の完了(三六三・由利地域振興局建 設部)……………	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局 農林部)……………	3
○県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)……………	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局 農林部)……………	3
選挙管理委員会告示	
○政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(七三)……………	3
○政治団体の解散の届出(七四)……………	5
○政治団体の収支に関する報告書(七五)……………	6
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(七六)……………	7
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(七七)……………	7
その他……………	7
○平成十九年度行政書士試験の実施……………	8

告 示

秋田県告示第三百五十九号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたの

で、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるができる。
平成十九年七月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ本荘
由利本荘市石脇字田中七番地一外

(三) 変更した事項
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(四) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(五) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(六) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(七) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(八) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(九) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十一) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十二) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正
山口県山口市佐山七百七十七番地一
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史
兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一
株式会社スパーマーケットマルイチ 代表取締役 小笠原弘治
岩手県盛岡市城西町十三番一号
青山商事株式会社 代表取締役 青山 理
広島県福山市王子町一丁目三番五号

(一) 大規模小売店舗を設置する者
平成十九年四月一日外
大規模小売店舗の所在地
平成十七年三月二十二日
大規模小売店舗において小売業を行う者
平成十七年十二月二十日外

(二) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(三) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(四) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(五) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(六) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(七) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(八) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(九) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十一) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十二) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(十三) 変更する理由
ア 変更前
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
イ 変更後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ本荘
由利本荘市石脇字田中七番地一外

(三) 変更しようとする事項

- (1) 荷さばき施設的位置
A棟の荷さばき施設の位置を、A一棟南側とA二棟南側の二カ所とするもの。
- (2) 廃棄物等の保管施設的位置
A棟の廃棄物等の保管施設の位置を、A一棟南側とA二棟南側の三方所とし、E棟の廃棄物等の保管施設の位置を、現況よりも北西側に約十二メートル移動し、G棟の廃棄物等の保管施設の位置を、現況よりも南西側に約十メートル移動するもの。

- (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前
大和工商リース株式会社
開店時刻 午前十時 閉店時刻 翌日午前零時(一部午後八時)
株式会社ツルハ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社大創産業

- 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社ファーストリテイリング
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社西松屋チエーン
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

イ 変更後

- 大和リース株式会社
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
- 株式会社ツルハ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社大創産業
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社ユニクロ
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社西松屋チエーン
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
- 株式会社スパーマーケットマルイチ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
- 青山商事株式会社
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

(四) 変更する年月日

平成十九年七月三日

(五) 変更する理由

施設計画の変更、小売業者の開店時刻の繰り上げ等のため

二 届出年月日

平成十九年七月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(二) 縦覧期間

平成十九年七月十日から同年十一月十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 処分をした年月日

平成十九年六月二十九日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

ミヤ電工

湯沢市秋ノ宮字磯七十七番地

菅原 哲也

秋田県知事許可(般一七)八〇一六九

三 処分の内容

建設業の許可の取消し

四 処分の原因となつた事実

ミヤ電工代表菅原哲也は、金員を喝取しようとして湯沢市内のスパーマーケット経営者らに対し、封書又は電子メールで脅迫文を送りつけ、金員の交付を要求し、畏怖させた。また、脅迫内容を実行に移すべく、他人の普通乗用自動車に放火して損壊した。このことにより、恐喝未遂・器物損壊の罪で懲役三年四月の判決を受け、当該判決が確定した。

このことが、建設業法第二十九條第一項第二号に該当する。

秋田県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定により平成十九年五月十七日付け指令秋建一二一十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

男鹿市船越字サツビ三十三番三

有限会社三保興業 代表取締役 仲村 正

二 開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市船越字杉山四百六十五番二、四百六十六番二、四百六十八番、四百六十九番二、四百七十二番二、三百二番三

秋田県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定により平成十九年四月二十七日付け指令由建一四四十九で許可

した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
由利本荘市一番堰百六十番地一
株式会社文化地所 代表取締役 山田 茂雄
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市一番堰百七十一番一、百七十八番、百七十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番及び百二十三番三

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山本郡岩瀬土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
能代市二ツ井町仁鮎字大川反五十番地
成田 岩夫
" " " " 字薄井六十二番地 秋林 実
" " " " 字桜台七十八番地 田中 均
" " " " 字下野家後百二十七の十一番地 田口 修一
" " " " 字下野川端二十八の七番地 佐藤賢一郎
" " " " 切石字大倉五十三の五番地 工藤 定光
" " " " 字比井野六十八番地 田口 政幸
山本郡藤里町矢坂字坂本二十三の一番地 菊池 博悦
" " " " 矢坂字如来瀬台三十七の四番地 成田喜代美
- 二 就任理事の住所及び氏名
能代市二ツ井町仁鮎字大川反五十番地 成田 岩夫
" " " " 字薄井六十二番地 秋林 実
" " " " 字桜台七十八番地 田中 均
" " " " 字下野家後百二十七の十一番地 田口 修一
" " " " 字下野川端二十八の七番地 佐藤賢一郎
" " " " 切石字大倉五十三の五番地 工藤 定光
" " " " 字比井野六十八番地 田口 政幸
山本郡藤里町矢坂字坂本二十三の一番地 菊池 博悦
" " " " 矢坂字如来瀬台三十七の四番地 成田喜代美
- 三 退任監事の住所及び氏名
山本郡藤里町矢坂字坂本二十三の一番地 菊池 博悦
" " " " 矢坂字如来瀬台三十七の四番地 成田喜代美

- 能代市二ツ井町仁鮎字大川反四十一番地 藤田 儀七
" " " " 種字宮ノ下四十八の一番地 佐藤 勇雄
" " " " 字薄井二十七の一番地 松岡 隆春
四 就任監事の住所及び氏名
能代市二ツ井町仁鮎字大川反四十一番地 藤田 儀七
" " " " 字薄井二十七の一番地 松岡 隆春
山本郡藤里町矢坂字林の後十四番地 菊池 信一

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 県営土地改良事業（山内地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十六日
- 二 県営土地改良事業（飯塚地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十八日
- 三 県営土地改良事業（下新城西部地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十九年三月三十日
- 四 県営土地改良事業（芝野地区かんがい排水事業）
完了年月日 平成十九年三月二十七日
- 五 県営土地改良事業（音羽下地区土地改良総合整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十八日
- 六 県営土地改良事業（仁井沢地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十八日
- 七 県営土地改良事業（鶴木道村地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十八日
- 八 県営土地改良事業（分水地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十九年三月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、にかほ市土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
にかほ市伊勢居地字南野六十三番地 伊東 誠
" " " " 馬場字冷沢三十四番地一 齋藤 彌
" " " " 三森字浜田百三番地 佐藤 邦彦
" " " " 田抓字木ノ下十一番地三 伊藤 盛雄

- にかほ市畑字福田五十七番地 佐々木好夫
" " " " 大竹字前谷地二百十五番地 三船 隆
" " " " 金浦字南金浦百四十四番地 阿部 俊雄
" " " " 黒川字三嶽前百番地 齊藤 三悦
" " " " 象潟町小滝字北田二番地 山田 明
" " " " 字中橋町百二十四番地 森 栄一
" " " " 字中橋町百六十九番地一 森 拓二
" " " " 横岡字大森四十七番地 齋藤 春夫
" " " " 横岡字中屋敷七十一番地 齋藤 俊夫
" " " " 長岡字長田町百四番地 須藤 均
" " " " 大須郷字大道下六番地九 須藤 春蔵

就任理事の住所及び氏名

- にかほ市伊勢居地字南野六十三番地 伊東 誠
" " " " 馬場字冷沢三十四番地一 齋藤 彌
" " " " 三森字浜田百三番地 佐藤 邦彦
" " " " 田抓字木ノ下十一番地三 伊藤 盛雄
" " " " 畑字福田五十七番地 佐々木好夫
" " " " 大竹字前谷地二百十五番地 三船 隆
" " " " 金浦字南金浦百四十四番地 阿部 俊雄
" " " " 黒川字三嶽前百番地 齊藤 三悦
" " " " 象潟町小滝字北田二番地 山田 明
" " " " 字中橋町百二十四番地 森 栄一
" " " " 字中橋町百六十九番地一 森 拓二
" " " " 横岡字大森四十七番地 齋藤 春夫
" " " " 横岡字中屋敷七十一番地 齋藤 俊夫
" " " " 長岡字長田町百四番地 須藤 均
" " " " 大砂川字菅二番地 阿部 正勝
- 三 退任監事の住所及び氏名
にかほ市芹田字家ノ後五十三番地一 遠藤 直
" " " " 前川字久根添百二十三番地 藤田 史朗
" " " " 象潟町大砂川字菅三十九番地 佐藤 一幸
- 四 就任監事の住所及び氏名
にかほ市芹田字家ノ後五十三番地一 遠藤 直
" " " " 前川字久根添百二十三番地 藤田 史朗
" " " " 象潟町大砂川字菅三十九番地 佐藤 一幸

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年六月一日から同月三十日までの間に次の政

個人の負担する党費又は会費

個人からの寄付	45,000円
寄付	8,804円
個人からの寄付	8,804円
合 計	53,804円

(イ) 支出の内訳

経常経費	75,109円
光熱水費	26,000円
備品・消耗品費	19,309円
事務諸費	29,800円
政治活動費	257,251円
組織活動費	59,746円
選挙関係費	197,505円
合 計	332,360円

政治団体の名称 秋田地域計画研究会 (平成17年分)

報告年月日 平成19年6月20日

収入・支出の総額

収入総額	27,100円
前年からの繰越額	27,100円
本年の収入額	0円
支出総額	0円
前年からの繰越額	46,260円
本年の収入額	19,160円
支出総額	46,260円

政治団体の名称 秋田地域計画研究会 (平成18年分)

報告年月日 平成19年6月20日

収入・支出の総額

収入総額	19,160円
前年からの繰越額	19,160円
本年の収入額	19,160円
支出総額	46,260円
前年からの繰越額	27,100円
本年の収入額	19,160円
支出総額	46,260円

報告年月日 平成19年6月20日

収入・支出の総額

収入総額	27,100円
前年からの繰越額	27,100円
本年の収入額	0円
支出総額	0円
前年からの繰越額	46,260円
本年の収入額	27,100円
支出総額	46,260円

政治団体の名称 秋田地域計画研究会 (平成19年分)

報告年月日 平成19年6月20日

収入・支出の総額

収入総額	46,260円
前年からの繰越額	27,100円
本年の収入額	19,160円
支出総額	46,260円

政治団体の名称 秋田地域計画研究会 (平成17年分)

報告年月日 平成19年6月20日

収入・支出の内訳

収入	19,160円
支出の内訳	19,160円
個人からの寄付	19,160円
合 計	19,160円

政治活動費 46,260円

組織活動費 46,260円

合 計

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
伊藤周平後援会 (平成18年分)	平成19年6月4日
土濃塚謙一郎後援会 (平成19年分)	平成19年6月18日
熊谷よしひろ後援会 (平成17年分)	平成19年6月22日

秋選管告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
工藤 四郎	市議会議員	工藤四郎後援会	主たる事務所の所在地	新 秋田市雄和新波字樋口十	平成十九年六月十一日
				旧 秋田市雄和新波字樋口五	

秋選管告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	称		
石 塚 柏	県議会議員(候補者にならうとする者)	秋田地域計画研究会	大仙市泉町八一二十八	石 塚 柏	平成十九年六月二十日

のに限る。)による決済のみとする。

納付された受験手数料は、原則として還付しない。

(二) 連絡先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 ○三―五二五―一五六〇〇

五 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況に

より必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立

って四(三)へ相談すること。

六 合格の発表の日時及び方法

(一) 日時

平成二十年一月二十八日(月)午前九時

(二) 方法

合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センター

の掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、

受験者全員に可否通知書を郵送する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄